

特集 2

弁護士研修制度の軌跡と展望

第 1 章

弁護士研修制度の概要

日本弁護士連合会及び各弁護士会は、弁護士会員に対し、幅広い法分野にわたる各種研修を企画、提供している。

これらの研修は、弁護士法第 2 条が、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。」と規定し、また、日弁連会則第 12 条が、「弁護士は、法律学その他の必要な学術の研究に努めるとともに、たえず人格を錬磨し、強き責任感と高き気品を保たなければならない。」と規定していることを形式的な根拠とする。そして、実質的には、弁護士会等が同業者団体として弁護士個人の自己研鑽の機会を提供するというだけでなく、弁護士が高い倫理観に裏付けられたプロフェッション性（専門性、公共性、自治性）を有する職業として、市民の弁護士に対する信頼を獲得、維持し、弁護士自治を支えるといった意義を有するものである。

弁護士が、法曹実務家として市民から信頼され、また活躍の範囲を広げていくためには、個々の弁護士の幅広い法知識の習得、専門性の習得が重要である。そのため、日弁連、弁護士会等は、研修カリキュラムの充実、工夫等に積極的に取り組んでいる。また、海外或いは隣接他土業の制度なども参考に、研修義務化、専門認定、専門登録といった制度の導入についても議論されている。

1 現在実施されている弁護士研修

1. 日弁連における研修

現在、日弁連が実施している研修には以下のものがある。

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| ① 特別研修（ライブ研修） | ② 夏期研修 | ③ eラーニング研修 |
| ④ 倫理研修 | ⑤ 新規登録弁護士研修 | ⑥ 弁護士資格付与研修 |

上記のうち、①ないし⑤は主として弁護士会員を対象としたものであるが、①の特別研修においては、弁護士事務所職員を対象とした研修なども実施している。また、⑥は弁護士法第 5 条に基づき、同法の要件を充足する者を対象に実施するものである。

2. 弁護士会、弁護士会連合会における研修

日弁連は、主として全国の会員を対象とした研修を実施しているが、弁護士会及び弁護士会連合会においてもそれぞれの所属会員を対象とした研修を実施している。特に大規模弁護士会、中規模弁護士会においては、積極的に研修会が開催されている。東京弁護士会、大阪弁護士会は、インターネット回線を利用した研修を、また、第二東京弁護士会は、実施した研修を DVD に収録して全国の会員向けに販売するなど、実施方法に関する工夫がなされている。

3. その他の研修

(1) 法テラスにおける研修

法テラス（日本司法支援センター）は、総合法律支援法第 14 条に基づき、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的に独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。法テラスにおいては、法テラス法律事務所に赴任している常勤弁護士（スタッフ弁護士）を対象とした各種業務研修、養成中のスタッフ弁護士を対象とした新任業務研修、定期基礎研修、赴任前（内定者）業務研修など充実した研修が実施されている。

(2) 法律事務所内研修

法律事務所、特に大規模な事務所においては、所属弁護士の専門性を高めるため、法律事務所内において積極的な研修が実施されている。

2 日弁連における研修制度の軌跡

日弁連は、発足以来、全員研修の発展に努めており、近年は益々、研修制度の充実を図っている。

■日弁連における研修制度の軌跡■

年	月	内容
1950年(昭和25年)	7	日本弁護士連合会特別研究規則の制定 全弁護士を対象に、6か月以内に必須3課目(新刑事訴訟法、民事訴訟法、改正商法)を含む50時間以上の受講を義務づける研修の実施
1957年(昭和32年)	12	特別研修委員会の設置
1958年(昭和33年)	8	東京において特別研修会の開催(現在の夏期研修)。 その後、1977年(昭和52年)までの間に各地で順次、夏期特別研修会が開催され現在に至る
1985年(昭和60年)	12	『弁護士研修モデル』の発刊
1986年(昭和61年)	4	特別研修委員会を研修委員会に名称変更
	10	全国弁護士研修担当者会議の開催(現在の全国研修担当者会議)
1989年(平成元年)	9	アメリカの研修制度の調査を目的とした視察団の派遣
1990年(平成2年)	5	最高裁判所及び法務省の協力を得て、民事保全法に関する巡回研修会の開催(全国17か所)。巡回研修会は、平成15年に通信衛星を利用した特別研修会が実施されるまで、テーマを変え、毎年、定期的に行われてきた
	10	『倫理研修テキスト事例集』『同解説編』の発刊
1991年(平成3年)	3	『弁護士研修マニュアル』の発刊
1997年(平成9年)	5	倫理研修規程、倫理研修規則の制定
1998年(平成10年)	4	『弁護士会倫理研修事例集』の発刊
1999年(平成11年)	12	新規登録弁護士研修センターの設置 新規登録弁護士研修ガイドラインの制定
2000年(平成12年)	10	新規登録弁護士研修の開始
2003年(平成15年)	3	特別研修の開始(後に通信衛星を利用した特別研修に発展)
	6	研修委員会と新規登録弁護士研修センターが統合され、日弁連研修センターが発足
2004年(平成16年)	9	弁護士資格付与研修の開始
2005年(平成17年)	10	新規登録弁護士研修を各弁護士会連合会等に委託して実施
2006年(平成18年)	10	倫理研修規則の改正 ①75歳以上の会員に対する参加義務免除制度の廃止、②特別事情による猶予制度の廃止、③「代替措置研修」の新設、④弁護士登録満30年以上も登録満年数10年ごとの研修参加を義務化
2007年(平成19年)	9	eラーニング研修の開始
2010年(平成22年)	4	日弁連研修総合サイトのリニューアル 研修パスポート制度の導入

第2章

日弁連における研修

1 特別研修

日弁連では、2003年から、特別研修として、最新の法改正や弁護士実務に関するものを中心に年間30講座程度の研修会を実施している。

特別研修は、東京の主会場において実施する研修の模様を、通信衛星を利用したライブ中継により全国の弁護士会及び弁護士会支部合計68か所に配信している。これにより、全国の会員の研修受講機会が飛躍的に向上した。現在、特別研修の受講者数は年間延べ2万人程度に至っている。

また、特別研修は、ビデオ収録し、eラーニング講座として、日弁連会員専用ホームページ上の「研修総合サイト」において配信している。

■特別研修 参加者数 TOP 5 (2005年度～2010年度)■

◆2005年度◆

(単位：人)

研修会開催日	研修テーマ	主会場 (注1)	中継会場 (注2)	合計
2006年2月13日	新会社法研修会	579	1,875	2,454
2005年9月1日	改正刑事訴訟法に関する研修会 11月1日施行 改正刑事訴訟法・刑事訴訟規則 公判前整理手続きと連日的開廷で弁護士はどのように対応すべきか	274	1,398	1,672
2006年1月12日	交通事故に関する研修会：目に見えない後遺障害にあなたはどうか対処するか—自賠責保険制度を踏まえた賠償解決への指針—	326	1,286	1,612
2005年7月1日	個人情報保護法研修会	346	1,171	1,517
2006年3月14日	筆界特定制度研修	387	1,000	1,387

◆2006年度◆

研修会開催日	研修テーマ	主会場	中継会場	合計
2006年8月28日	離婚時における厚生年金の分割と財産分与	402	1,850	2,252
2006年8月28日	即決裁判手続に関する研修	274	1,229	1,503
2006年10月31日	最新裁判例 消費者契約法 こんな主張もあったのか!	276	1,189	1,465
2007年1月25日	続・会社法研修会	350	951	1,301
2006年12月15日	欠陥住宅被害救済のための主張・立証	227	825	1,052

◆2007年度◆

研修会開催日	研修テーマ	主会場	中継会場	合計
2007年11月26日	戸籍及び住民票等の新しい職務上請求の方法	491	1,255	1,746
2008年3月18日	民事保全の基礎と実務上の問題点 ～民事保全の基礎と知っておきたい実務上のノウハウ～	439	1,295	1,734
2007年6月19日	交通事故に関する研修会 (第2弾)	314	949	1,263
2008年3月17日	公判前整理手続研修—現状の課題と裁判員裁判に向けての運用・活用—	252	959	1,211
2007年11月26日	遺言信託に関する研修会	293	724	1,017

◆2008年度◆

(単位：人)

研修会開催日	研修テーマ	主会場	中継会場	合計
2008年3月25・26日	いよいよ本番！裁判員裁判 特別研修	482	2,903	3,385
2008年6月27日	破産・個人再生における手続選択と実務上の留意点	287	1,045	1,332
2009年3月17日	民事執行の基礎と実務上の問題点	372	830	1,202
2009年3月18日	法人破産・再生の税務	233	842	1,075
2009年1月20日	「遺言と相続の実務」に関する研修会	227	792	1,019

◆2009年度◆

研修会開催日	研修テーマ	主会場	中継会場	合計
2010年1月19日	裁判員裁判 特別研修①	172	953	1,125
2009年6月24日	下請法研修会 ～中小企業の総合的なサポートのために～	303	779	1,082
2009年9月15日	事業再生研修会 ～不況に苦しむ中小企業の再建・再生のために～	333	644	977
2010年3月16日	証拠収集の基礎と実務上の問題点	225	700	925
2009年11月25日	改正割賦販売法・改正特定商取引法について	147	694	841

◆2010年度◆

研修会開催日	研修テーマ	主会場	中継会場	合計
2011年2月17日	民事裁判における効果的な尋問	382	540	922
2010年6月23日	事業者破産における破産管財業務の留意点	242	677	919
2011年1月19日	重要な変更が見られる交通賠償分野から	153	567	720
2010年12月15日	相続税務・遺産分割の実務	193	507	700
2010年10月22日	成年後見の実務 ～法定後見・任意後見～	123	445	568

【注】1. 弁護士会館（東京、霞が関）内の研修会場における受講者数。
2. 通信衛星により中継した全国の各会場における受講者数。

2 夏期研修

日弁連では、毎年夏、全国8弁護士会連合会及び沖縄の9地区（ブロック）において、夏期研修を実施している。夏期研修は、最新の法改正のあった分野や弁護士実務に役立つ内容を中心に、バラエティーに富んだ内容となっている。夏期研修は、日弁連が主催するものであるが、企画、運営等は、各弁護士会連合会等が行い、これに対し、日弁連が、補助金の支出及び講師派遣等を行っている。

また、夏期研修の講演内容は、毎年「日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題」（第一法規）として刊行されている。



1962年東京会場における夏期研修時の様子。（当時の名称は「特別研修」。）

■日弁連夏期研修一覧（2008年度～2010年度）■

◆2008年度◆

※（ ）内の肩書き及び所属弁護士会名は当時のもの

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
関東 (於：弁護士 会館2階講 堂クレオ)	倫理研修	151	石川 英夫(千葉県)、安川 秀穂(千葉県)、 荒井 雅彦(栃木県)、山下 雄大(栃木県)
	2007年民事判例10撰	239	山野目 章夫(早稲田大学大学院法務研究 科教授)
	割賦販売法・特定商取引法の改正の概要	167	池本 誠司(埼玉)
	法的情報・証拠収集手段の活用とその工夫		松森 宏(金沢大学大学院法務研究科実務 家専任教授・東京)
近畿 (於：大阪弁 護士会館)	非正規雇用に関する実務上の問題	561	村中 孝史(京都大学大学院法学研究科教授)
	「年金の基礎」適用から給付まで	500	後藤田 慶子(社会保険労務士)
	裁判員裁判における弁護活動 第1部 裁判員裁判における防御活動の基本 ～高橋一郎事件を素材に防御活動の基本を考える～	499	後藤 真人(大阪)、後藤 昭(一橋大学大 学院法学研究科教授)、神山 啓史(第二東 京)、前田裕司(東京)、岡 慎一(埼玉)、 宮村 啓太(第二東京)
	裁判員裁判における弁護活動 第2部 「争いが無い事件」における弁護活動 ～鈴木太郎事件を素材に情状弁護の基本を考える～	490	
	市民窓口から見えるもの	252	井上 圭吾(大阪)
	コンプライアンスとクライシスマネジメント～法令 遵守の内部統制がもたらす企業社会への影響～	408	郷原 信郎(第一東京)
中部 (於：福井ワ シントンホテ ル)	相続事件は税金に要注意！ ～遺言から申告まで、相続案件の法律と税務～	293	山名 隆男(京都)
	建築関係訴訟～入門編～		石川 真司(愛知県)
	裁判員裁判における公判弁護技術 ～裁判員ミニブートキャンプ～	270	岩井 羊一(愛知県)、秋田 真志(大阪)、 金岡 繁裕(愛知県)、西尾 有司(三重)、 久保田 宏(岐阜県)、端 将一郎(福井)、 松山 悦子(金沢)、菊 賢一(富山県)、 奥村 回(金沢)、吉川 健司(福井)、 飯森 和彦(金沢)
	保険金請求に関する実務上の諸問題 ～新保険法によって判例はどう変わるか～		山下 丈(明治学院大学法科大学院教授・ 第二東京)
中国 (於：八丁堀 シャンテ)	裁判員裁判を見据えた法廷弁護技術の実践	185	高野 隆(第二東京)、河津 博史(第二東 京)
	対応が困難な相談者の予測と接し方	191	内野 悌司(広島大学保健管理センター准 教授・臨床心理士)
	労働審判手続の運用の実情と検討課題	189	鶴飼 良昭(横浜)
九州 (於：KKR ホテル博多)	中小企業経営承継円滑化法を中心とした事業承継の 諸問題の解説	52	幸村 俊哉(第二東京)
	弁護士実務において注意すべき税務		山本 洋一郎(大分県)
	福祉・家族と新信託法～講演と討論～	44	由井 照二(熊本県)、河原 一雅(福岡県)
	倫理研修	117	岩本 洋一(福岡県)、清水 隆人(福岡県)、 林 優(福岡県)、安武 雄一郎(福岡県)、 山田 訓敬(福岡県)、田村 雅樹(福岡県)
沖縄 (於：沖縄 ハーバービュー ホテルクラウ ンプラザ)	法廷弁護技術研修 特別編(SPECIAL ATAC)	79	高野 隆(第二東京)、神山 啓史(第二東 京)
	倫理研修	75	正 國彦(第二東京)
	改正割賦販売法及び改正特定商取引法	61	岡 小夜子(福岡県)

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
東北 (於：秋田 キャッスルホ テル)	中小企業を中心とした破産事件における破産管財人の実務	167	須藤 力 (仙台)、菅野 修 (仙台)
	筆界の確認・特定・確定の実務		南城 正剛 (土地家屋調査士)
	犯罪被害者問題と刑事弁護	136	的場 真介 (岡山)
	遺留分減殺請求の実務		和田 三貴子 (秋田地方・家庭裁判所判事)
北海道 (於：北海道 厚生年金会館)	弁護士倫理～最近の懲戒事例を見て～	104	増田 嘉一郎 (第一東京)
	破産管財業務にまつわる税法の落とし穴	147	永島 正春 (東京)
四国 (於：ホテル クレメント徳 島)	法律家(弁護士)のための税法～私法の世界と租税法の世界を架橋する弁護士～	155	宮崎 裕子 (第一東京)
	交通事故における後遺障害等級認定の裁判実務		古笛 恵子 (東京)
	弁護士倫理	72	吉田 健 (東京)
	裁判員裁判時代の尋問技術	155	後藤 貞人 (大阪)、松山 馨 (埼玉)

◆2009年度◆

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
関東 (於：弁護士 会館2階講 堂「クレオ」)	倫理研修	102	吉原 省三 (東京)、岡田 尚 (横浜)、川島 清嘉 (横浜)、小松 初男 (第二東京)
	民事訴訟手続と法廷技術	448	畠山 稔 (東京地方裁判所民事第5部部総括判事)、松森 宏 (東京)、弘中 絵里 (第二東京)、馬橋 隆紀 (埼玉)
	破産管財人の税務について		岡 正晶 (第一東京)
	2008年民事判例10撰		山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)
近畿 (於：大阪弁 護士会館)	民法(債権法)改正検討委員会試案の概要	474	潮見 佳男 (京都大学大学院法学研究科教授)
	通常再生手続の現状と課題 —大阪地方裁判所における実務運用を踏まえて—	561	小久保 孝雄 (大阪地方裁判所第6民事部部総括判事)
	今、可視化弁護実践とは何か —裁判員裁判を視野に入れて—	213	小坂井 久 (大阪)、久保 尚弘 (大阪)
	責任能力の争い方	286	高見 秀一 (大阪)、舟木 浩 (京都)、古市 敏彰 (兵庫県)、小林 真由美 (兵庫県)、間 光洋 (大阪)、戸城 杏奈 (奈良)、宮原 務 (滋賀)、山本 彰宏 (和歌山)
	弁護士の不祥事情報と弁護士会の役割	255	宮崎 裕二 (大阪)
	行政訴訟の新展開 —法改正後の行政訴訟の現状と課題—	266	水野 武夫 (大阪)
中部 (於：富山第 一ホテル)	経営者からみた労務管理 —就業規則を含めて—	216	岡芹 健夫 (第一東京)
	弁護士による犯罪被害者支援 —弁護士ができること・気をつけること—		武内 大徳 (横浜)
	親権・監護権に関する法律実務	437	沼田 幸雄 (山口県)
	特定商取引法・割賦販売法の改正について		平田 元秀 (兵庫県)
中国 (於：メルパ ルク広島)	交通事故を原因とする高次脳機能障害等特殊受傷事案の問題点	252	高野 真人 (東京)
	遺言執行の実務		仲 隆 (東京)
	地方における中小企業再生の要点		中尾 正士 (広島)
	民法(債権法)改正について		中井 康之 (大阪)

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
九州 (於：KKR ホテル博多)	倫理研修	136	安東 哲 (福岡県)、植松 功 (福岡県)、 吉田 奈津子 (福岡県)、川副 正敏 (福岡県)、 有馬 裕 (福岡県)、千綿 俊一郎 (福岡県)
	労働審判事件に関する最近の動向と今後の課題	48	岩木 宰 (福岡地方裁判所第5民事部部総 括判事)
	会社の組織再編をめぐる最近の諸問題	30	西山 芳喜 (福岡県)
	被害者参加制度について		阿部 潔 (仙台)、高橋 正人 (第二東京)
沖縄 (於：パシ フィックホテ ル沖縄)	米国陪審裁判の実態からみた日本の裁判員裁判制度 の意義と問題点	89	天方 徹 (沖縄)
	倫理研修	75	山崎 雅彦 (第二東京)
	債権法改正の課題	85	内田 貴 (法務省経済関係民刑基本法整備 推進本部参与)、筒井 健夫 (法務省民事局 参事官)
	貧困の現状と生活保護等による救済のあり方	48	高木 佳世子 (福岡県)
東北 (於：仙台エ クセルホテル 東急)	派遣労働問題の現状と労働者派遣法改正の方向性	205	棗 一郎 (第二東京)
	リース契約と倒産法		永石 一郎 (東京)
	心身喪失者等のための刑事弁護	147	伊賀 興一 (大阪)、猪崎 武典 (香川県)
	合併、会社分割及び事業譲渡に関する M&A 実務		佐藤 丈文 (第一東京)
北海道 (於：ウェル シティ札幌 (北海道厚生 年金会館))	倫理研修	104	太田 賢二 (札幌)
	メディア・エンタテインメント分野における代理人 業務	144	升本 喜郎 (第二東京)
四国 (於：リーガ ホテルゼスト 高松)	刑事弁護	160	岡田 尚 (横浜)、森下 弘 (大阪)
	遺産分割の諸問題—迅速かつ適正に相続手続を進め るための問題点の整理—		片山 登志子 (大阪)
	弁護士倫理—遺言執行を中心として—	103	野々山 哲郎 (東京)
	医療過誤		加藤 良夫 (愛知県)

◆2010年度◆

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
関東 (於：弁護士 会館 2 階講 堂「クレオ」)	倫理研修	(2日間 合計) 531 内 倫理研修 119	春日 秀文 (東京)、松村 眞理子 (第一東 京)、岡田 尚 (横浜)、森下 弘 (大阪)
	2009 年民事判例 10 撰		山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究 科教授)
	会社分割の利用法と実務上の留意点		郡谷 大輔 (第一東京)
	取締役の責任と対策について		土岐 敦司 (第一東京)
近畿 (於：大阪弁 護士会館)	債権法改正の現状—法制審議会の議論から—	337	中井 康之 (大阪)、林 邦彦 (大阪)
	臨床心理学的アプローチを生かしたロイヤリングを 考える	235	村本 邦子 (立命館大学大学院応用人間科 学研究科教授・女性ライフサイクル研究所 所長)
	改正刑事訴訟法における証拠開示の制度趣旨と理論 的基礎	210	酒巻 匡 (京都大学大学院法学研究科教授)
	裁判員裁判のための法廷弁護技術の学び方 —ちょっと気になる NITA 型研修—	240	後藤 貞人 (大阪)、秋田 真志 (大阪)
	倫理研修—内部自治部門の実情と役割—	170	川崎 裕子 (大阪)
	コーポレート・ガバナンスに関する規制強化と 会社法改正の動向	291	渡辺 徹 (大阪)

ブロック	研修テーマ	参加人数 (人)	講師
中部 (於：ウェスティンナゴヤキャッスル)	過重労働と精神疾患をめぐる法律問題 —因果関係を中心として—	316	草尾 光一 (大阪)
	弁護士業務とIT活用—基礎編—		小川 義龍 (東京)
	企業取引と独占禁止法・下請法	304	鈴木 満 (桐蔭横浜大学法科大学院教授・横浜)
	交通事故損害賠償の最先端 —高次脳機能障害等の特殊受傷案件の問題—		羽成 守 (東京)
中国 (於：八丁堀シャング)	和解・調停の税務	278	山名 隆男 (京都)
	成年後見業務		竹内 俊一 (岡山)
	裁判員裁判の課題 —公判前と公判での攻防を中心として—		小笠原 正景 (広島)
	道路交通法違反と行政訴訟		山下 清兵衛 (第二東京)
九州 (於：KKRホテル博多)	倫理研修	142	岩城 和代 (福岡県)、古賀 美穂 (福岡県) 堀 哲郎 (福岡県)、船木 誠一郎 (福岡県) 角倉 潔 (福岡県)、千綿 俊一郎 (福岡県)
	福岡地方裁判所における破産実務の運用について	98	吉田 彩 (福岡地方裁判所判事)、 田丸 賢二 (福岡地方裁判所主任書記官)
	民法 (債権法) 改正と弁護士実務への影響 (午前の部)	117	内田 貴 (法務省経済関係民刑基本法整備 推進本部参与)、筒井 健夫 (法務省民事局 参事官)
	民法 (債権法) 改正と弁護士実務への影響 (午後の部)		潮見 佳男 (京都大学大学院法学研究科教授)、 野村 俊輔 (福岡県)、松永 和宏 (沖 縄)、石田 光史 (福岡県)
沖縄 (於：ハーバービューホテル 沖縄クラウン プラザ)	保険法改正に関する諸問題	68	久保田 光昭 (琉球大学大学院法務研究科 教授)
	倫理研修	57	加戸 茂樹 (第二東京)
	セクシュアル・ハラスメントとセクハラ防止規程の 概要	56	島尾 恵理 (大阪)
	改正貸金業法完全施行に伴う弁護士実務	59	鈴木 嘉夫 (大阪)
東北 (於：八戸グ ランドホテル)	23条照会の現状と活用 —回答を得るための工夫と努力—	181	半澤 力 (仙台)
	解雇・雇止めをめぐる諸問題	170	水口 洋介 (第二東京)
	裁判員裁判を経験して		照井 克洋 (仙台)、横山 慶一 (青森県)、 齋藤 拓生 (仙台)、尾形 昭 (福島県)
	現代社会における名誉・信用毀損の諸問題		谷村 正人 (第二東京)
北海道 (於：さっぽ ろ芸術文化の 館)	倫理研修	151	太田 賢二 (札幌・法曹倫理委員会委員長)
	中小企業から見た下請法の生かし方と実務対応 —独占禁止法と下請法—	(2日間 合計) 175	玉木 昭久 (第二東京)
四国 (於：国際ホ テル松山)	裁判員裁判 —自白事件における情状弁護について—	(2日間 合計) 173	後藤 貞人 (大阪)
	家事事件 (離婚・相続) と税	105	山本 洋一郎 (大分県)
	倫理研修		馬橋 隆紀 (埼玉)
	民法 (債権関係) 改正の動向と課題		岡 正晶 (第一東京)

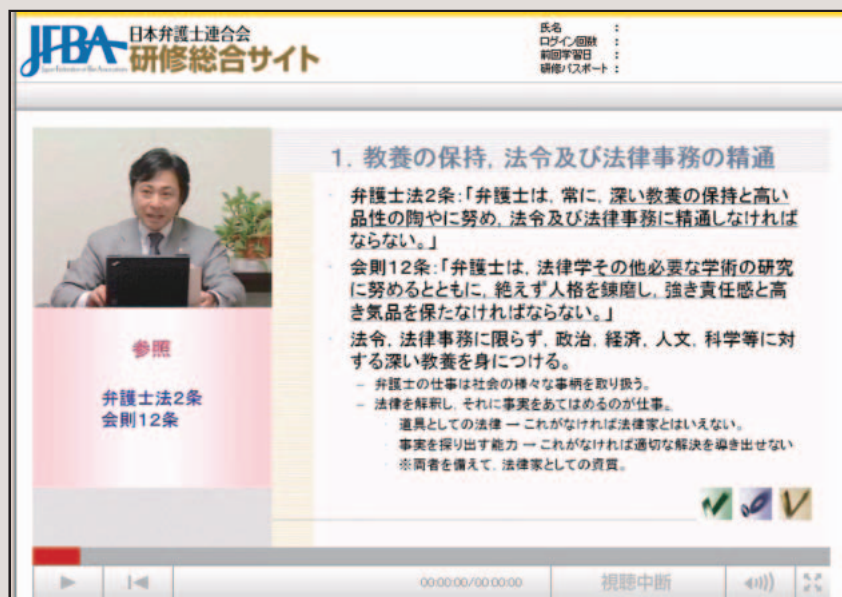
3 eラーニング研修

eラーニング研修は、日弁連会員が、インターネットを通じて受講する研修であり、研修会場や研修時間に制限されずに受講できる研修である。

日弁連は、2009年3月よりeラーニング研修を本格的に実施し、2011年5月現在、eラーニング研修用に収録した41講座と特別研修を収録したもの76講座等、合計117講座を配信している。

eラーニング研修は、原則として有料で配信している。受講料支払方法としては、銀行振り込みのほか、クレジットや研修パスポート（1万円の参加費を支払うことにより1年間、特別研修及びeラーニングを自由に何回でも受講できる制度）による決済方法が導入されるなど、会員の利便性が図られている。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の際、日弁連は、急遽、罹災者を対象とした法律相談を実施したが、その際相談担当者に対する研修にもeラーニングが利用された。eラーニングは、会場の確保や一定の周知期間を必要としないことから、急遽必要となる研修にも対応しうる。また、eラーニングは、受講者にとって、時間、場所を問わないという利点があり、今後ますます活用されることが期待されている。なお、eラーニングの利点である時間、場所を問わないことの裏返しとして、受講者が何時でも受講できるという安心感から、受講の動機付けを弱めてしまうという不都合性なども指摘されている。この点、eラーニング講座の受講を法律相談担当者名簿登録の条件とすることを促進するなどして、受講者の研修受講の動機付けを高めることなどの工夫も必要と思われる。



日弁連の会員専用HP内、「日弁連研修総合サイト」から受講できる。

■ e ラーニング向け講座一覧 ■

(2011年6月30日現在)

1	クレジット・サラ金事件の基礎	2008年
2	交通事故事件処理の基本	
3	親族法・相続法関係—実務上の留意点—	
4	民事保全・民事執行の実務	
5	民事裁判における立証活動の基本—弁護士がおさえておくべき立証活動の技法—	
6	刑事弁護	
7	企業法務	2009年
8	労働関係にまつわる実務上の諸問題	
9	消費者被害と消費者法の活用	
10	離婚事件の進め方	
11	弁護士が税法を理解するための10のポイント	
12	弁護士事務所開業のノウハウ	
13	裁判員裁判	
14	新会社法の基本（中小企業と弁護士実務）	2010年
15	中小企業に対する法律相談業務の基本	
16	成年後見制度について	
17	建物賃貸借契約における諸問題	
18	高齢者の法律相談	
19	医療事故事案における弁護士実務～患者側代理人活動を中心に～	
20	清算所得課税の廃止に伴う倒産実務上の問題—清算人・破産管財人の税務申告を中心として	
21	弁護士のための土地区画整理法・土地区画整理事業の基礎と実践	
22	中小企業—中小企業の再生—	2011年
23	東北地方太平洋沖地震緊急対策研修会 震災時における法律相談	
24	契約書作成・チェックの基本 パート1	
25	被災者の生活再建支援と生活保護法・災害法制の役割と課題 ～阪神・淡路大震災の経験を踏まえて～	
26	震災法律相談のノウハウ～具体的事例を踏まえて～	
27	原発震災に係る法律業務を行うための基礎知識	
28	東日本大震災における労働・生活相談	
29	「震災時における法律相談」に関する研修会	
30	東日本大震災緊急対策研修会（復興に関する研修会）	
31	避難所における被災者相談とこころのケア～東日本大震災の状況をふまえ～	
32	債権回収のポイント ～段階に応じた対応のノウハウ～	
33	知財（特許）	
34	弁護士業務妨害の現状と対策	
35	ブランド保護のための商標法と不正競争防止法の基礎	
36	契約書作成・チェックの基本 パート2	
37	知財（著作権）	
38	震災法律研修会（破産・再生手続き・二重ローンについて）	
39	大阪弁護士会緊急学習会 原発を学ぶ	
40	【原発被害】緊急学習会—今、弁護士が果たすべき役割—	
41	東日本大震災相談情報分析結果の報告	

第 3 章

弁護士倫理研修

市民の弁護士に対する信頼の維持・獲得と弁護士の不祥事防止に努めるため、日弁連では、1997年に制定した倫理研修規程及び倫理研修規則に基づき、1998年から新入会員、登録後満5年、登録後満10年、その後満30年までの10年ごとの年次に達した会員に、75歳に達するまで、その年度に実施される倫理研修への参加義務を課した。その後2006年に同規則を改正し登録後満30年以降の会員に対しても10年ごとに研修参加義務を課すこととし、75歳までの年齢制限も撤廃した。

また、疾病、高齢等により倫理研修に参加することができない会員については免除の制度を設けるとともに、海外赴任、出産・育児などの特別な事情により、弁護士会等で行う倫理研修に出席できない会員については、代替措置研修（eラーニングまたはレポート提出による研修）の受講を認め、倫理研修の受講義務を履行できるようにしている。

倫理研修は、日弁連が義務化する以前から弁護士会及び弁護士会連合会において充実した研修が実施されていたことから、弁護士会等で実施される倫理研修を同規則第6条に基づき日弁連が実施する倫理研修と「みなす」ことができることとし、参加義務を課せられた会員がこの認定を受けた各弁護士会等の倫理研修に参加することによって義務を履行できるものとしている。

さらに「みなし倫理研修」が実施されない弁護士会等に所属する会員が参加できる研修として、毎年夏に弁護士会連合会及び沖縄で開催される夏期研修（前記第2章45頁）の1コマを利用して設定するか、或いはこれに代わるものとして、各弁護士会連合会管内の会員が参加することのできる機会を設けるため、各弁護士会連合会が倫理研修を実施している。

倫理研修の受講率は、例年95%以上を推移しており、会員に十分定着したものと見える。

なお、倫理研修充実化の観点から、受講義務の年度について、弁護士登録後満3年を加えること、弁護士登録後満10年以降の頻度を10年ごとから5年ごとにするのが、現在検討されている。

■ 倫理研修受講義務者履修状況 ■

(2011年3月末日現在)

	対象年数	受講義務者数(人)	免除(人)	代替措置研修受講者数(人)	履行者数(人)	受講割合	未履行者数(人)	未受講割合
2007年度	登録初年度	2,283	3	1	2,265	99.4%	14	0.6%
	登録後満5年	853	(※注)25	13	795	97.6%	20	2.4%
	登録後満10年	593	4	7	569	97.8%	13	2.2%
	登録後満20年	384	5	0	374	98.7%	5	1.3%
	登録後満30年	347	7	0	329	96.8%	11	3.2%
	登録後満40年	278	15	1	244	93.2%	18	6.8%
	登録後満50年	71	10	1	55	91.8%	5	8.2%
	登録後満60年	12	8	0	1	25.0%	3	75.0%
	合計	4,821	77	23	4,632	98.1%	89	1.9%
2008年度	登録初年度	2,266	0	0	2,252	99.4%	14	0.6%
	登録後満5年	891	1	47	819	97.3%	24	2.7%
	登録後満10年	612	3	6	592	98.2%	11	1.8%
	登録後満20年	404	4	0	394	98.5%	6	1.5%
	登録後満30年	318	5	0	302	96.5%	11	3.5%
	登録後満40年	281	5	1	250	90.9%	25	9.1%
	登録後満50年	74	8	0	55	83.3%	11	16.7%
	登録後満60年	12	5	0	2	28.6%	5	71.4%
	合計	4,858	31	54	4,666	97.8%	107	2.2%

	対象年数	受講義務者数(人)	免除(人)	代替措置研修受講者数(人)	履行者数(人)	受講割合	未履行者数(人)	未受講割合
2009年度	登録初年度	2,262	1	3	2,248	99.6%	10	0.4%
	登録後満5年	961	1	36	916	99.2%	8	0.8%
	登録後満10年	613	6	9	591	98.8%	7	1.2%
	登録後満20年	395	6	2	378	97.7%	9	2.3%
	登録後満30年	334	3	0	321	97.0%	10	3.0%
	登録後満40年	303	17	0	274	95.8%	12	4.2%
	登録後満50年	88	12	1	64	85.5%	11	14.5%
	登録後満60年	3	1	0	2	100.0%	0	0.0%
	合計	4,959	47	51	4,794	98.6%	67	1.4%

【注】2007年度「登録後満5年」の免除の数字は、2006年度までに猶予申請が認められ、規則の改正に伴い参加義務が免除された23人を含む数字となっている。

第4章

新規登録弁護士研修

日弁連は、会員に対し、弁護士登録後早期の段階で、弁護士としての基本的素養を涵養すべく、新規登録弁護士研修を実施している。

日弁連は、1999年に、新規登録弁護士研修ガイドラインを作成し、各弁護士会及び弁護士会連合会に対し、ガイドラインに沿った研修の実施を要請している。ガイドラインに定められた研修のうち、集合研修の必修項目については、かつて日弁連が新規登録弁護士を一堂に集めて実施していたが、修習終了者数の増加から、一堂に会した研修の開催が困難となったため、2006年から「日弁連委託研修」として各弁護士会・弁護士会連合会にその開催を委託して実施している。

なお、各弁護士会・弁護士会連合会への委託にともない、日弁連は、開催に要する費用の援助を行っている。

ガイドラインに定める研修の内容

①集合研修

【必修項目】

- ・ 弁護士としての心構え
 - ・ 現代社会における法曹の役割
 - ・ 弁護士自治
 - ・ 弁護士倫理
- など7項目

【選択項目】

- ・ 保全・執行
 - ・ 労働事件
 - ・ 税法実務
- ・ 倒産事件
 - ・ 企業法務
- など20項目

②個別研修

【必修項目】

- ・ 一般法律相談
- ・ 被告人国選弁護
- ・ 当番弁護または被疑者国選弁護

【選択項目】

- ・ 破産事件
 - ・ 交通事故事件
- ・ 労働事件
 - ・ 会社関係事件
- など12項目
(指導弁護士と共同受任)

③会務研修

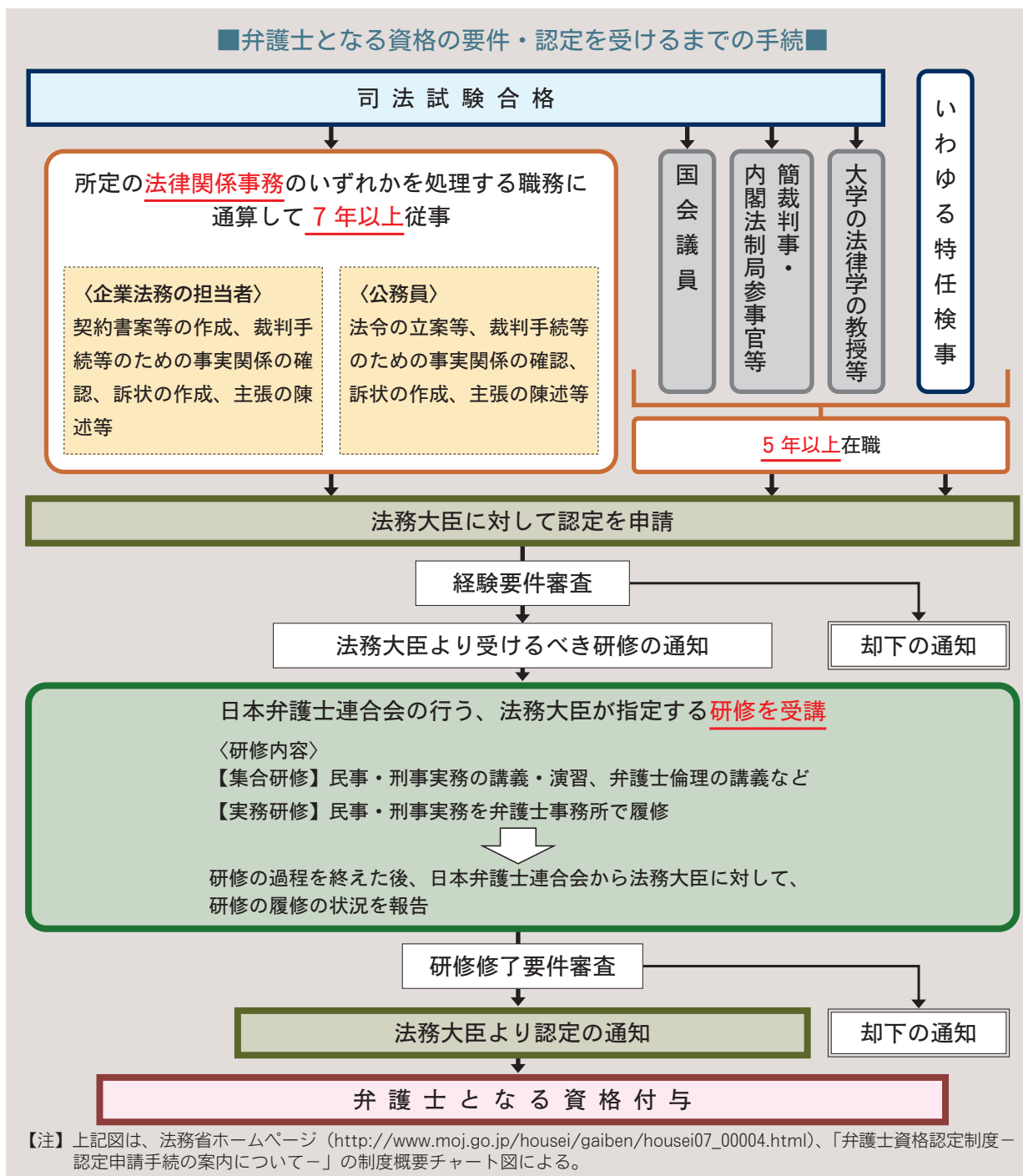
最低一つの委員会に所属

第 5 章

弁護士資格付与研修 (弁護士法第 5 条の規定による研修)

1 制度の概要

2004 年に弁護士法が改正され、司法修習生となる資格を得たものの司法研修所における修習を終了せず企業の法務部の職に従事した者や公務員となった者、或いは法律学の学者など、弁護士法第 5 条に定められた一定の資格を有する者につき、研修の受講と法務大臣の認定を要件として弁護士となる資格が付与されることとなった。日弁連は、法務省の指定を受け、この弁護士資格付与研修を実施している。



◆弁護士資格付与研修受講の主な経験要件◆

- ① 司法修習生となる資格を得た後、簡易裁判所判事、検察官、国会議員、大学の法律学の教授等弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第1号）。
- ② 司法修習生となる資格を得た後、企業法務の担当者や公務員として一定の法律関係の実務に従事した期間が通算して7年以上になる者（弁護士法第5条第2号）。
- ③ 検察庁法第18条第3項に規定する考試を経た後、検察官（副検事を除く）の職に在った期間が通算して5年以上となる者（弁護士法第5条第3号）。
- ④ ①から③までの期間が通算して5年以上になる者（弁護士法第5条第4号）。

2 研修の実施状況（2010年度）

前期集合研修①	2010年8月17日～18日（2日間）刑事・民事裁判手続に関する研修
前期集合研修②	同年8月30日～9月2日（4日間）刑事・民事の概論研修・起案講評
実務研修	同年9月6日～10月1日の平日139時間（東京の法律事務所での実務研修）
後期集合研修	同年10月4日～8日（5日間）起案講評を中心とした集合研修

■研修受講状況（2004年度～2010年度）■

		(人)	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	累計
受講人数			50	21	24	26	23	19	18	181
研修修了認定者数			47	18	22	20	21	17	16	161
〈受講者の内訳〉										
5条1号	国会議員		6	2	2	0	0	0	0	10
5条2号イ	企業法務		2	0	0	2	0	2	2	8
5条2号ロ	公務員		2	8	9	7	6	9	8	49
5条3号	特任検事		39	8	5	3	2	2	6	65
5条4号	国会議員+公務員		0	1	0	0	0	0	0	1
	企業法務+公務員		1	0	1	0	2	0	0	4
附則3条2項	大学教授・准教授		0	2	7	14	13	6	2	44

